

## 北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会（第1回）審議概要

1. 日 時 平成30年8月2日（木） 10:00～10:20

2. 場 所 北海道農政事務所 3ビル2階会議室

3. 出席者 総務管理官  
会計課長  
生産経営産業部 生産支援課長  
消費・安全部 消費生活課長  
統計部 調整課長  
総務課長

### 4. 概 要

(1) 平成29年度農林水産省発注者綱紀保持研修（WEB地方版）実施状況

本所及び支局における対象者に対し、発注者保持に関するチェックシートを実施。（受講者：管理監督者19名、発注担当職員：44名）

(2) 農林水産本省主催の発注者綱紀保持研修（企画立案）への参加状況

平成30年5月24～25日に平成30年度農林水産省発注者綱紀保持研修が行われたが、当所の会計実地検査と日程が重複したため、不参加。

(3) 平成30年度農林水産省発注者綱紀保持研修（WEB地方版）について

本年度より、各地方支分部局等を含む農林水産省の全ての発注担当職員及び管理監督者を対象として、下記期間に実施。（現在、実施中）

① 実施期間 平成30年7月23日～平成30年8月24日

② 受講対象者 北海道農政事務所全ての管理監督者及び発注担当職員  
（管理監督者39名、発注担当職員79名）

(4) 平成30年度発注者綱紀保持研修の実施方針について

今年度の研修については、公正取引委員会事務総局北海道事務所及び農林水産省大臣官房予算課から講師を招いて管理監督者及び発注担当職員を含めて多くの職員を対象に研修を実施する。

① 研修の実施：10月

② 研修の内容：独占禁止法及び入札談合関与防止法  
農林水産省発注者綱紀保持対策

(5) 退職予定職員に対する退職前研修

今年度から、人事担当者が退職予定職員に対して行う退職前研修及び個別説明会において、契約関係（独占禁止法、官製談合防止法及び発注者綱紀保持規程関係）の研修も併せて行うこととなったため、人事担当者及び会計事務担当者等と連携、協力し対応する。

(6) 事業者への周知

発注者綱紀保持の取組みを引き続き実施し、関係業者に対して周知する。

- ① 入札公告に発注者綱紀保持の取組みを掲載
- ② 北海道農政事務所ホームページへの資料掲載
- ③ 事務室受付カウンターへの資料提示

(7) その他

第三者からの不当な働きかけに関する報告事案は該当なし。